

○国立大学法人横浜国立大学ハラスメント相談室要項

(平成30年3月19日規則第18号)

改正 平成30年3月29日規則第47号 令和2年3月30日規則第65号

令和2年7月9日規則第94号 令和4年3月30日規則第49号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則第21条の3の規定に基づき、ハラスメント相談室（以下「相談室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 相談室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントに係る苦情相談
- (2) ハラスメント相談窓口の苦情相談に対する助言
- (3) 人権委員会への事案報告及び連携
- (4) ハラスメントの防止のための研修・啓発活動の実施
- (5) その他ハラスメントに関する事項

(組織)

第3条 相談室は、ハラスメント相談室長及びハラスメント・カウンセラーをもって組織する。

(ハラスメント相談室長)

第4条 ハラスメント相談室長（以下「室長」という。）は、学長が指名する者をもって充てる。

2 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 室長に事故があるときは、室長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(ハラスメント・カウンセラー)

第5条 ハラスメント・カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）は、専門的な知識又は経験等を有する学外の専門家をもって充てる。

2 カウンセラーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

第6条 削除

(相談室の業務に関する協力)

第7条 室長は、必要に応じて、学務・国際戦略部、保健管理センター、相談窓口、その他関係部局に対し、その業務について協力を求めることができる。

(事務)

第8条 相談室の事務は、総務企画部人事・労務課が行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、相談室に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 65 号)

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 9 日規則第 94 号)

この要項は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日規則第 49 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。